

那須塩原市の非常事態宣言について 《那須塩原市長から市民の皆様へのメッセージ Vol. 4》

新型コロナウイルス感染症については、全国で猛威を奮っており、本市においても、感染症患者が増加傾向にあり、状況は日に日に深刻さを増しております。

本市内においては、感染経路が不明な事例も報告されており、現在、保健所を所管する県において調査中ではありますが、本市としては、今後の更なる感染拡大を防ぐ意味において、この事実を重く受け止めております。

以上の状況に鑑み、本市としては、去る4月16日に発令された国の緊急事態宣言とは別に、市民の皆様生命・健康を守るために、市政運営を預かっている那須塩原市長の責任として、本日（4月24日）から5月6日までの期間、市内に非常事態宣言をいたします。

今般、当宣言を踏まえ、去る4月13日に発表した「新型コロナウイルス感染症に対する市政運営における基本姿勢」の考え方を基に、改めて次の4点についてお願いするとともに、本市としての対応について、お知らせいたします。

市民の皆様に対しては、これまでも様々な媒体を通じて感染予防対策の徹底をお願いしてきたところです。本市としては、「那須塩原市としての非常事態」であると深く認識し、今まで以上に緊張感をもった対応を行います。市民の皆様にも、当宣言の趣旨を踏まえた行動をお願いいたします。

記

1. 不要不急の外出を控えるようにお願いします。市民の皆様のお一人、お一人の責任ある行動が感染拡大の防止につながることを深く自覚してください。ウイルスは目に見えないからこそ、常日頃、警戒を怠らないようにお願いします。
2. 自治会は地域活動の中核をなす重要な地縁団体です。しかし、全国では、自治会活動を通じて感染が拡大している事案が発生しており、感染症対策としては、クラスター感染を防ぐ対応が非常に重要です。よって、規模や場所、屋内・屋外に関わらず、集会を含めた様々な自治会活動について、期間中自粛されますようお願いいたします。
3. 市の既存事業の徹底した見直しを行い、先ずはしっかりと財源を確保します。その上で、県の施策を補完するなど、基礎的自治体ならではの経済対策、市民生活対策が持続的に実施できるようにします。
4. 市内への不要不急の流入を抑制するために、引き続き主な市有施設を休止するとともに、民間の遊興施設等についても、営業を休止するよう、御協力をお願いします。

令和2年4月24日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

新型コロナウイルス感染症に対する予算の組み替えについて

■内容

・4月16日の定例記者会見においてお知らせしました、新型コロナウイルス感染症対策に必要な財源とするための事業の見直しにおきまして、今後、中止や延期等が可能な不急の事業等を抽出した結果、約3億3,000万円の財源を捻出いたしました。

この財源につきましては、基礎的自治体ならではの経済対策、市民生活対策などの感染症対策に活用してまいりたいと考えております。

那須塩原市新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（旅館・ホテル向け） を創設しました

概要： 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために那須塩原市が非常事態を宣言したことを受け、特に旅行などで都道府県をまたいだ人の移動の自粛を促すため、市の協力依頼に応じて休業にご協力頂いた旅館またはホテルに対し、協力金を支給するものです。

■内容

（1）対象施設

4月28日（火）から5月6日（水）まで休業した、市内で営業するホテル・旅館事業者
※4月28日以前に開業しており、営業の実態がある事業者が対象

（2）支給額

1事業者 一律10万円

（3）受付期間

令和2年4月28日（火）から5月28日（木）まで
※申請様式は対象の事業者に郵送します。

那須塩原市新型コロナウイルス感染拡大防止協力金
(旅館・ホテル向け) 申込要項

【受付期間】

令和2年4月28日(火)から5月28日(木)まで
※申請様式は市内の宿泊施設に郵送いたします。

1 概要

(1)目的

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために那須塩原市が非常事態を宣言したことを受け、特に旅行などで都道府県をまたいだ人の移動の自粛を促すため、市の協力依頼に応じて休業にご協力頂いた旅館またはホテルに対し、協力金を支給いたします。

(2)支給額

1 事業者 一律 10 万円

2 申込の要件

以下のすべての要件を満たす者とします。

- ①那須塩原市内に宿泊施設を有する旅館・ホテル等の事業者（以下「事業者」といいます。）
- ②令和2年4月28日(火)から令和2年5月6日(水)までの全ての期間において、施設を休業した事業者
- ③令和2年4月28日以前に市内で開業しており、営業の実態がある事業者
- ④申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が那須塩原市暴力団排除条例第2条(1)に規定する暴力団、同条(4)に規定する暴力団員又は同条(5)に規定する密接関係者及び(6)暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと

また、上記の暴力団、暴力団員、密接関係者及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと

3 申請の方法

(1)申請期間

令和2年4月28日(火)から5月28日(木)まで(消印有効)

(2)申請方法

以下の申請書類を郵送にて提出してください。

- ①那須塩原市新型コロナウイルス感染拡大防止協力金申請書【様式 1】
- ②業種に係る許可や免許を適正に取得していることがわかる書類（写し可）
※旅館業営業許可証の写し など
- ③本人確認書類（個人事業主の場合）
- ④休業している状況がわかる書類
 - ・休業期間を告知したポスター・貼り紙の画像
 - ・ホームページへの休業期間の掲載画像 など
- ⑤協力金交付請求書（兼受領委任状）【様式 2】

【提出先】

〒325-8501 那須塩原市共墾社 108 番地 2
那須塩原市役所商工観光課観光係（協力金申請）あて

(2)申請書類の入手方法

市内の旅館・ホテル等宿泊施設に申請書類を郵送いたします。

※那須塩原市ホームページの「新型コロナウイルス関連情報」からもダウンロードできます。

(3)問い合わせ先

那須塩原市役所商工観光課 観光係 TEL：0287-62-7156

塩原支所産業観光建設課 観光商工係 TEL：0287-32-2914

受付時間：平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4 その他

- (1)この協力金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、那須塩原市は、協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を返金するとともに、協力金と同額の違約金を支払うこととなります。
- (2)この協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、那須塩原市は、対象施設の休業等の取組に係る実施状況や対象施設の運営等の再開の状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- (3)休業期間内にやむを得ず対象施設の営業を再開（対象施設の一部の営業の再開も含む。）する場合は、必ず事前に那須塩原市商工観光課にご連絡ください。（TEL0287-62-7156）
- (4)那須塩原市は、申請書類に記載された情報を税務情報として使用することがあります。

新型コロナウイルス感染症に伴う 令和2年度市民税・県民税の納期限の延長について

概要：那須塩原市課税課では、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少や外出の自粛が続いていることを考慮して、6月中旬に納税通知の発送を予定している令和2年度市民税・県民税（普通徴収）の納期限を次のとおり延長します。

■納期限延長内容

納期	変更前	変更後	内容
1期	6月30日	8月31日	2か月延長
2期	8月31日	11月2日	2か月延長
3期	11月2日	11月30日	1か月延長
4期	翌年2月1日	翌年2月1日	現行どおり

■納期限延長の効果

- ・全ての納税者の納期を一律に延長することにより、申請手続を必要とせず実質的に猶予と同様の効果が得られる。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、所得減少による減免申請、猶予申請の手続の際に、より影響を反映した収入状況を基に判断し、申請することができる。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、納付のために外出する時期を遅らせることができる。
- ・新規の口座振替申込の手続の時間的余裕ができる。

■その他

〔その他の税目〕

- ・市民税・県民税（特別徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納期限については、現行どおり。

〔税務部門の既取組事項〕

- ・課税課：所得減少等による「減免申請」の受付対応
- ・収税課：納税が困難な方への「納税の猶予制度」の対応

市非常事態宣言発令後の保育園等及び放課後児童クラブの対応について

概要：市の非常事態宣言を受け、保育園等及び児童クラブについて、次のように対応します。

○保育園・認定こども園・小規模保育施設等

これまで自主的な休園を要請しておりましたが、非常事態宣言発令に伴い、受入れ対象家庭を限定し、その他のご家庭には登園の自粛を要請することとしました。

1 期間

- ・4月27日（月）から5月6日（水）

2 受入れ対象家庭

- ① 保護者のいずれもが次の職種に該当し、共に仕事を休むことが困難な家庭
 - ・医療に従事する方
 - ・社会機能を維持するために就業継続を求められる方
- ② ひとり親家庭など仕事を休むことが困難な家庭

※上記に該当する方であっても、近くに親戚などがいる場合は、できる限り登園自粛を要請します。

3 その他

自粛要請に伴い、保護者の勤務先の事業者にも、在宅勤務や休暇の取得への配慮を求める通知を作成し、保護者を經由して配付します。

○児童クラブ

市内の小学校・義務教育学校の臨時休業に伴い、児童クラブも臨時休所とするものの、家庭での保育が困難な方の児童については、朝からの受入れを行っています。児童クラブ内の3密を防止するため、可能な限り、家庭での保育に協力を依頼しています。

1 期間

- ・4月13日（月）～5月31日（日）※学校の臨時休業期間

2 その他

- ・児童クラブに登録していない児童についても、同様の対応をしています。

事業

那須塩原市トワイライトサービス（窓口延長業務）の休止について

概要： 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として、トワイライトサービス（窓口延長業務）を休止します。ただし、住民サービス維持の観点から、トワイライトサービスの時間帯（午後5時15分から午後7時まで）は電話での問合せのみ対応します。

■休止の考え方

- ・ 不要不急の外出や人と人が接触する機会を減らし、市役所内でのクラスターの発生を防止する。

■スケジュール

- ・ 休止の期間 4月27日の週から（4月30日（木）の西那須野支所のサービスから）当面の間

《参考》トワイライトサービス実施担当課等

水曜日：塩原支所（総務福祉課、上下水道部塩原事業所）、箒根出張所

木曜日：西那須野支所（子育て支援課、保育課、総務税務課、市民福祉課、管理課）

金曜日：本庁（課税課、収税課、社会福祉課、高齢福祉課、国保年金課、市民課、子育て支援課総合支援係、会計課、上下水道部黒磯事業所）

事業

新型コロナウイルス感染症対策プロジェクトチームの設置について

概要：新型コロナウイルス感染症対策を迅速に講じるため、新型コロナウイルス感染症対策プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」と言う。）を設置する。

■内容

1 設置日

- 令和2年4月27日

2 設置場所

- 本庁舎1階 旧記者クラブ室

3 所管

- 保健福祉部

4 構成

プロジェクトチームは、チーフリーダーに保健福祉部長、サブリーダーに社会福祉課長を充て、各部署から選抜した職員4名をメンバーに加え、計6名で発足する。

なお、今後の業務量の増加に応じ、必要なメンバーの追加を検討する。

【プロジェクトチーム】

チーフリーダー	保健福祉部長
サブリーダー	保健福祉部社会福祉課長
メンバー	保健福祉部から1名、建設部から1名、教育部から2名を選抜 ※メンバーは、専従で新型コロナウイルス感染症対策に当たる。

5 所掌事務

- ① 現在、健康増進課が担務している新型コロナウイルス感染症対策業務を引き継ぐ。
 - 那須塩原市新型コロナウイルス感染症対策本部の運営
 - 庁内関係部署との総合調整
 - 県北健康福祉センターとの連携
 - 那須郡市医師会との連携
 - 市民対応（問合せへの対応、拡大防止の普及啓発など）
- ② 国の特別定額給付金（仮称）事業は、プロジェクトチームが担務する。その他の国及び県、本市独自の新型コロナウイルス感染症対策事業については、今後、調整していく。

6 連絡先

- 電話番号0287-62-7197（プロジェクトチーム直通）